

## 社会福祉法人和会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人和会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 施設の職員を兼務する役員は、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給する。

### (年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間400,000円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

### (理事の勤務報酬等)

第6条 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、施設の職員を兼務する理事に対しては、報酬は支給しない。

#### （監事の報酬等）

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

#### （費用弁償）

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

#### （兼務役員）

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

#### （役員職務証跡）

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

#### （報酬等の支給日）

第11条 役員及び評議員の報酬及び出張旅費等は、必要の都度、支払うものとする。

#### （報酬等の支給方法）

第12条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

**(公表)**

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**(補足)**

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この規程は平成29年6月20日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1（出席報酬日額）

名 称	職 務	報 酬
理事会出席報酬等	理事	5,000円
	監事	5,000円
評議員会出席報酬等	評議員	5,000円
	理事	5,000円
	監事	5,000円

別表2（勤務報酬等）

名 称	報 酬
理事業務報酬等（日額）	5,000円
監事業務報酬等（日額）	5,000円

別表3（出張旅費等）

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	実 費（～15,000円）	3,000円	実 費